

3 収益及び費用の帰属時期の特例

【改正】（長期大規模工事に該当するかどうかの判定単位）

2-4-14 請け負った工事が法第 64 条第 1 項《長期大規模工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度》に規定する長期大規模工事に該当するかどうかは、当該工事に係る契約ごとに判定するのであるが、複数の契約書により工事の請負に係る契約が締結されている場合であって、当該契約に至った事情等からみてそれらの契約全体で一の工事を請け負ったと認められる場合には、当該工事に係る契約全体を一の契約として長期大規模工事に該当するかどうかの判定を行うことに留意する。

注 2-1-1 (1)に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により判定を行うことに留意する。

【解説】

- 1 収益認識基準では、同一の顧客（当該顧客の関連当事者を含む。）と同時又はほぼ同時に締結した複数の契約について、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合には、当該複数の契約を結合し、単一の契約とみなして処理することとされている（収益認識基準 27）。
 - (1) 当該複数の契約が同一の商業的目的を有するものとして交渉されたこと
 - (2) 1つの契約において支払われる対価の額が、他の契約の価格又は履行により影響を受けること
 - (3) 当該複数の契約において約束した財又はサービスが、履行義務の識別の要件に従うと単一の履行義務となること
- 2 本通達は、請け負った工事が長期大規模工事に該当するかどうかの判定（請負金額が 10 億円以上であること等）は、当該工事に係る契約ごとに行うのであるが、当該契約に至った事情等からみて、複数の契約書により一の工事を請け負ったと認められる場合には、それらの契約全体で判定することを明らかにしているものであり、前述の収益認識基準による契約の結合の考え方とおおむね同様の考え方から設けたものである。
- 3 平成 30 年度税制改正に伴う見直しでは、法人税基本通達 2-1-1 (1)《収益の計上の単位の通則》において、同一の相手方及びこれとの間に支配関係その他これに準ずる関係のある者と同時期に締結した複数の契約について、当該複数の契約において約束した資産の販売等を組み合わせて初めて単一の履行義務となる場合には、当該複数の契約による資産の販売等の組合せにより区分した単位ごとにその収益の額を計上することができることとする取扱いを新たに定めており、複数の契約を結合して初めて当該財又はサービスから単独で顧客が便益を享受できるようになる場合には、その結合した単位によって収益の計上をすることができることとしている。この取扱いは、上記 1 の契約の結合の考え方に基づき設けたものであり、実態に応じた収益の認識単位とするとの考え方は、工事に係る契約ごとに判定を行う長期大規模工事の判定においても通ずるものであることから、本通達の（注）において、法人税基本通達 2-1-1 (1)に定めるところにより区分した単位を一の取引の単位とすることとした場合には、当該単位により判定を行うことになることを留意的に明らかにしている。
- 4 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通 2-4-14）を行っている。